

令和 年 月 日

印

[illegible]

	申請の日前 6 か月間の月別の給与の支払を受けている者の数及びその給与金額		臨時に雇用している者の数及びその給与金額	
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
年 月分	人	円	人	円
本市徴収金の滞納又は最近における著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむをえない事由				
申請日前 1 年以内の納期の特例承認の取消の有無及び取消年月日		有（ 年 月 日取消） ・ 無		
備 考				

記 載 例

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和〇〇年4月△日

田 村 市 長 様

(申請者：特別徴収義務者)

指 定 番 号： 9 0 0 2 2 9 3 5

電 話 番 号： 0 2 4 7 - 〇 〇 - △ △ △ △

住所又は所在地： 福島県田村市*****

氏名又は法人の名称： 〒 9 6 3 - 4 3 9 3

及び代表者氏名 株式会社〇〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

法 人 番 号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

地方税法第321条の5の2第1項及び第328条の5第3項の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたいので申請します。

	申請の日前6か月間の月別の給与の支払 を受けている者の数及びその給与金額		臨時に雇用している者の数及びその給 与金額	
25年10月分	5 人	1,100,000 円	人	円
25年11月分	5 人	1,100,000 円	人	円
25年12月分	5 人	1,100,000 円	1 人	120,000 円
26年 1月分	5 人	1,100,000 円	1 人	120,000 円
26年 2月分	5 人	1,100,000 円	人	円
26年 3月分	5 人	1,100,000 円	人	円
本市徴収金の滞納又は最近に おける著しい納付もしくは納入 の遅延の事実がある場合におい て、それがやむをえない事由				
申請日前1年以内の納期の特 例承認の取消の有無及び取消年 月日	有 (年 月 日取消) ・ 無			
備 考				

申請について

1 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例

ア この特例は、給与の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。

イ アに該当する特別徴収義務者が、この特例の適用を受けようとするときは、市長に申請し承認を受けなければなりません。

ウ この特例の承認を受けた場合は、6月から翌年5月まで毎月それぞれ翌月10日まで納入する市・県民税特別徴収税額を、6月から11月までの分を12月10日までに、また12月から5月までの分を6月10日までに納入することができます。

エ 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

2 申請書の書き方

ア 「特別徴収義務者指定番号」の欄

既に市・県民税特別徴収義務者の指定されている場合は指定番号を記入して下さい

イ 「申請者」の欄

個人の場合は住所及び氏名を、法人等である場合は所在地及び名称並びに代表者氏名を記入の上、押印してください。

給与の支払の関係で支店又は出張所が二ヶ所以上あり、それぞれ特別徴収義務者として指定を受けている場合は、義務者ごとに申請してください。

ウ ①の欄

個人の場合は住所及び氏名を、法人等である場合は所在地及び名称並びに代表者氏名を記入してください。

エ ②と③の欄

該当するときだけ記入して下さい。

※ 市税の滞納や著しい納入の遅延があるときは、この特例の適用を受けられないことがあります。また、この承認を受けてから、滞納したり納入が遅れたりしますと承認を取り消されることがあります。

※ 年度途中の切り替えはできませんので、年度開始時からの適用となります。年度開始時からの適用するためには、申請書を4月15日までに提出してください。

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

税務課 課税係

電話 0247-81-2119